

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第24回理事会議事次第

日時：平成30年7月8日（日）10:00～12:00

場所：なは市民活動支援センター会議室1

1 開 会

2 議 事

(1) サウジアラムコ助成事業について (p1～p9)

ア 平成30年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領
及び審査会構成員について

イ ジュニアサンゴレンジャー事業について

(2) 新役員案について (p10)

(3) 法人化について (p11～p12)

(4) 丸の内キッズジャンボリーについて (p13～p20)

資料1：サウジアラムコ助成事業について

資料2：新役員案について

資料3：法人化について

資料4：丸の内キッズジャンボリーについて

役員名簿

役職	名前	出欠
会長	中野 義勝	
副会長	八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会 桑江 直哉	委任状
	案納 昭則	委任状
	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 山岸 豊	
	沖縄県衛生環境研究所 金城 孝一	
	沖縄県環境部自然保護課 金城 賢	
	沖縄県立博物館・美術館 菊川 章	委任状
	沖縄リーフチェック研究会 安部 真理子	
	梶原 健次	委任状
	環境省那覇自然環境事務所 広野 行男	委任状
	木村 匡	
	有限会社コーラルクエスト 岡地 賢	委任状
	後藤 亜樹	
	佐藤 崇範	
	WWF ジャパン 鈴木倫太郎	
	一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉	
	西平 守孝	委任状
	藤田 喜久	
宮古島マリンリゾート協同組合 新村 一広		
監査役	沖縄県漁業協同組合連合会 賀数 基和	
	鹿熊 信一郎	

(1) サウジアラムコ助成事業とジュニアサンゴレンジャー事業について
ア 平成 30 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領及
び審査会構成員について

(ア) 募集要領

平成 30 年度助成事業を実施するにあたり、各種要領と要綱、スケジュールは概ね平成 29 年度と同様の内容とすることで第 23 回理事会において了承を得たところである。

募集は7月中旬から8月中旬にかけて1ヶ月の募集期間を設けて行う予定であるが、なるべくジュニアサンゴレンジャー事業とバッティングしない期間で検討する。

前年度の申し送り事項を確認したところ、特になかった。

(イ) 審査会の構成員

審査会の構成員は、現審査会の構成員を軸として、次回理事会までに事務局が個別に構成員予定者に確認を取ることとされた。調整した結果を踏まえ、以下のとおり提案したい。

現在の審査会構成員： 審査会長 岡地 賢 (理事：コーラルクエスト)
審査員 案納 昭則 (理事：個人会員)
審査員 金城 賢 (理事：沖縄県自然保護課)
審査員 後藤 亜樹 (理事：個人会員)
審査員 広野 行男 (理事：環境省那覇自然環境事務所)
審査員 吉田 稔 (理事：八重山サンゴ礁保全協議会)

(アイウエオ順)

平成30年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」計画（案）

【目的】

募集要項より：『「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行う」とともに、「指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が未永く保全されるための活動を拡大する」ことを目的とした助成事業』

補足：本年度は、教育関係者、各種活動団体に対して積極的に呼びかけ、事業を紹介することを通じて、申請者を募るだけでなく、協議会のサンゴ礁の保全推進に関する取り組みについての認知拡大をはかる。

【運営体制】

一般社団法人キュリオス沖縄

担当責任者：宮崎悠

補佐：仲栄真

【告知方法】

- ・協議会ホームページ、Facebook ページへの掲載
- ・サンゴ礁学会のホームページに掲載依頼
- ・活動実績のある団体、協議会会員、その他関係団体への広報協力の依頼
- ・簡易募集チラシの作成と配布、希望する団体への送付
- ・学校やNPO等の団体へ訪問して助成に関する説明と申請のサポート

【スケジュール】

- ・学校のクラブ活動など、夏休み中に行う活動に間に合わせるために7月31日に締め切り、8月上旬には支援団体を決定する（前半期）。
- ・前半期で支援団体が10団体に満たなければ、9月以降（後半期）再度募集する。

～7月8日	募集用のチラシデータ作成、呼びかけ先のリストアップ
7月8日	理事会にて今年度ジュニアサンゴレンジャー事業の承認 メールでの案内開始、Facebook ページへの情報アップロード
7月9日～22日	協議会ホームページへの情報掲載、メール、電話、直接訪問（2日間、 10件ほどを想定）にて事業の案内を行う。審査会の日程調整。
7月24日～31日	書類選考・支援団体の決定・通知

【その他】

①支援対象経費について

申請者が理解しやすいように経費の用途についていくつか例示する。

例：

- ・サンゴ礁の海の観察会で、参加者をフィールド（海岸など）に連れて行く際の交通費
- ・観察会や学習会で講師を呼ぶ場合の講師費
- ・看板その他成果物を作る際の材料費
- ・観察会で使う消耗品の購入費

②団体の概要が分かる資料(様式は任意)

申請者が作成しやすいよう例示する。

→団体の概要と活動が分かるホームページ、Facebook ページ、新聞や雑誌などで取り上げられた記事、活動趣旨を記載した文書など、なければ書面など

③考えられる質疑・問い合わせ

→特に支援対象となる経費・団体について事前に事務局内で確認する。

以上

平成30年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」募集要領（案）

1 背景及び目的

平成23年2月、サウジアラムコが日本政府と合意し、沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて原油貯蔵事業を開始したことで沖縄との関係が深まったことを契機として、サウジアラムコより沖縄県のサンゴ礁の保全・再生を支援するための寄付をいただいているところですが、これに加えて平成29年度より新たな寄付（アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）をいただくことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、サンゴ礁保全のために活用していきます。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、平成29年度より「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行う」とともに、「指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大する」ことを目的とした助成事業を実施しています。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、サンゴやサンゴ礁の保全・およびそれらに関する知識の普及啓発に関する活動や調査・研究活動です。

例) 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒、学校のクラブ活動などでサンゴ・サンゴ礁生物・サンゴ礁の環境などに関する自由研究、海岸清掃や看板作りなどの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、サンゴ礁の保全と普及啓発に関する活動。

3 支援対象経費の内容

・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に関わる消耗品購入、外部講師費、移動費などの直接的な経費を支援対象とします。

・団体等の運営に係る人件費、申請を行う活動と直接かかわりのない消耗品、および備品の購入など、主催者が不適切と判断したものは不可。

※事業実施期間（助成決定の日～平成31年3月31日まで）に行われる活動の経費に限ります。

4 応募資格

- (1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加を予定する活動であること。
- (8) 活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA 等の教育・保全・研究活動団体であること。
- (9) 活動団体には必ず成人の活動責任者を含むものとし、その責任者は活動団体メンバーが所属する前号の団体に所属することを原則とすること。

5 支援内容

- (1) 助成金の給付
 - ・ 1 活動団体あたり上限 5 万円
(ただし、使途・日付入りの領収書の写しの提出が必要、余剰は返金すること。)
 - ・ 10 団体程度への助成を予定。
- (2) 活動に関する相談、研究支援
 - ①講師派遣：一つの活動団体に一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。
 - ②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）
 - ③研究相談：研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる（随時）。

6 事業実施期間

助成決定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

7 応募方法

- (1) 提出書類について
 - ①必須書類
 - ・ 申請書（第 1 号様式）
 - ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意。あれば規約など、もしくは団体ホームページや Facebook ページ、もしくは団体の主旨と活動内容をまとめた書面など）

(2) 問い合わせ及び提出先

〒901-0125 沖縄県那覇市小禄 390-102

一般社団法人キュリオス沖縄

担当：宮崎悠

Mail：coralreef@okikanka.or.jp

TEL：080-9851-8835

※書類、助成対象について、対象となる経費についてもお気軽にお問い合わせください。

(3) 提出方法

・上記の応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送または直接持参もしくは

・E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

をお願いします。

(4) 提出期限 平成30年7月〇〇日（〇）必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

・書類審査・審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

・協議会の趣旨や基本理念に沿った内容かどうかや、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

(1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

(2) 特にフィールドでの活動の場合、自主的に活動計画書（何時から何時まで何名でどこに行き、引率者は誰で、荒天時の対応はこうする、等）を作成するなど、安全管理については十分な対策をお願いします。

平成30年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」審査要領（案）

事業名：「平成30年度ジュニアサンゴレンジャー事業」

1. 審査員について

- (1) ジュニアサンゴレンジャー事業審査会(以下、「審査会」)の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査会長及び審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査会長及び審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査会長及び審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

審査の手順は以下の①-⑥の取り決めにしたがって行う。

- ① 申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
- ② 審査は加点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
- ③ 審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
- ④ 事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
- ⑤ 審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
- ⑥ 審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。

- エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議
- オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

- (1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。
- (2) 評価項目と各評価項目の可否および配点は次の通りとし、総得点を 20 点とする。
 - ① 協議会の基本理念に沿っているかどうか 可・否
 - ② 計画の妥当性 10 点
 - ③ 経費の妥当性 10 点
 - ④ 活動の安全性 可・否
 - ⑤ 活動の遵法性 可・否
- (3) 審査員は評価項目①および④、⑤については可否を判断し、いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が「否」の評価をした場合、当該申請は不採択とする。評価項目②および③については 10 段階の評価を行う。評価は受理された申請を相対的に評価すること。

5. 助成対象の決定について

- (1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。
- (2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

平成 30 年度沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員について

- ・規約第 13 条により、現役員の任期が平成 30 年度の総会の日までとなっており、次期役員を選出するため、平成 30 年 4 月 26 日（木）～6 月 1 日（金）の期間に、役員選挙を実施しました。
- ・規約により、役員選挙では、会長 1 名、理事 18 名を互選により選出されました。
- ・規約により、副会長 1 名、監査役 2 名が指名されました。
- ・得票数の多かった被選挙人から順に選出されましたが、1 名が副会長へ指名され、1 名が辞退したため、繰り上がりにより以下の 18 名が選出されました。

【会長】規約第 12 条により、互選による選出

- ・中野 義勝

【副会長】規約第 12 条により会長が指名

- ・八重山サンゴ礁保全協議会

【理事】規約第 12 条により、互選による選出

- ・安部 真理子
- ・泡瀬干潟を守る連絡会
- ・案納 昭則
- ・NPO 法人沖縄エコツアーリズム推進協議会
- ・沖縄県衛生環境研究所
- ・沖縄県環境部自然保護課
- ・沖縄県立博物館・美術館
- ・沖縄リーフチェック研究会
- ・鹿熊 信一郎
- ・梶原 健次
- ・環境省那覇自然環境事務所
- ・木村 匡
- ・有限会社コーラルクエスト
- ・後藤 亜樹
- ・WWF ジャパン
- ・一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会
- ・藤田 喜久
- ・宮古島マリンリゾート協同組合

【監査役】規約第 12 条により会長が指名

- ・沖縄県環境部環境整備課
- ・佐藤 崇範

○法人化について

(1) 法人化に向けた勉強会の開催

第23回理事会において、勉強会を開催することとなったことから、平成30年6月20日(水)にNPO法人まちなか研究所わくわくの宮道喜一氏を招き「法人化に向けた勉強会」を開催した。

勉強会によれば、法人化した場合、契約の主体となることや、組織として財産を管理することができることから、現在当団体が所有している資産のことを考えると、法人化は避けられない。

設立に要する期間は、一般社団法人の方が短いですが、これまでの議論の経緯、将来的に寄付者に対する税制上の優遇措置が適用される認定NPO法人を目指すことを考えると、NPO法人が望ましいと思われる。

【参考】第10回総会での提案事項

将来委員会での議論の結果、NPO法人化を目指すことが望ましいこととなった。将来的には認定NPO法人を目指す。ただし、NPO法人化については、専門機関の助言等を得つつ検討を進めることとし、その途上において他の法人格による法人化が適切であると判断される場合は、理事会においてその都度検討する。

当協議会のNPO法人化及び法人としての組織運営体制については引き続き理事会で議論を行っていくことを併せて提案する。

(2) NPO法人の設立に向けた活動

①NPO法人設立に向けて、理事会等で発起人を10名つもの必要がある。

②申請に向けて、数名で以下の内容を整理する必要がある。

- ・定款
- ・会員の種類、会費の有無
- ・事務所の住所

③役員(理事3名以上、監事1名以上)の選出(申請の際に住民票が必要)

④手続きの大まかな流れは以下のとおりである。(詳細なスケジュール案は別紙参照)

- ・発起人会
- ・設立総会
- ・申請(約5ヶ月)
- ・法人登記
- ・所轄庁に届出

⑤現在の組織は、新法人の登記までとなる。(解散総会の開催も必要。)

【提案事項】

NPO法人の設立(移行)に向けて、準備を進める。

法人化に向けたスケジュール案

7月	法人化へ向けた委員会の起ち上げ・NPO 法人設立に向けた基本的検討 <ul style="list-style-type: none"> ・社員(正会員)を 10 名以上集める ・役員(理事・監事)の目処をつけておく ・設立代表者を決定する ・法人名を決定する ・法人設立の目的をまとめておく ・事業内容・活動内容が法律の基準を満たしているか検討する ・事業内容・活動内容を決定する ・主たる事務所(従たる事務所)の位置を決定する ・会員の種類を考え、入会金・会費の額を決定する 事業年度を決定する ・法人の運営方法を決定しておく ・活動を行うためにどれぐらいの資金が必要か計算する ・決定事項が法律に違反していないかチェックする
8月	
9月	設立趣旨書・定款・事業計画書(2期分)・収支予算書(2期分)・社員名簿・役員名簿 役員就任予定者の住民票・設立認証申請書 等の作成
10月	発起人会・設立総会・所轄庁に申請
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	法人登記
4月	沖縄県サンゴ礁保全推進協議会解散総会